(令和6年4月時点)

⚠ ご注意ください!

今年12月2日から 現行の保険証は 発行されなくなります

※今回お手元に届いた保険証は記載されている有効期限まで使用できます

とっても カンタン!

医療機関等を受診の際は

マイナンバーカード

をご利用ください



受 付



マイナンバーカードを カードリーダーに 置いてください。



カードリーダーで マイナンバーカードを 保険証として登録 できます!



2 🕏 本人確認

顔認証または 4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



3 ♂ 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の 利用について確認してください。





※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。

4 🔊 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

ロ マイナンバーカードを保険証として利用するための 登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1. マイナンバーカードを申請

- ■申請方法は選択可能です
- オンライン申請
 パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを 保険証として登録

- ■利用登録の方法
- 医療機関・薬局の受付
 (カードリーダー) で行う
- ②「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う





マイナンバーカードを使うメリット

① 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円 節約でき、自己負担も低くなります。

② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。 また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を 超える支払が免除されます。

今年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。